

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
大田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
大田市税条例の一部を改正する条例
大田市都市計画税条例の一部を改正する条例
大田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田市手数料条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和6年10月7日

大田市長 **楫野弘和**

大田市条例第32号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年大田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第8項」を「第9項」に改め、同条第3号中「第12項」を「第13項」に改め、同条第4号中「第14項」を「第15項」に改める。

別表第1中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大田市条例第 3 3 号

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

大田市小規模集会所の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年大田
市条例第 1 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表久手駅集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第34号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「介護保険料」の次に「、後期高齢者医療保険料」を加え、同項に次の1号を加える。

(1) 災害応急作業等業務

別表第3に次のように加える。

災害応急作業等業務	日額 1,080円
-----------	-----------

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

大田市条例第35号

大田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の旅費に関する条例（平成17年大田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項を削る。

第23条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別な事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、当該旅費の額を超える額の旅費を支給することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大田市職員の旅費に関する条例の規定は、令和6年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

大田市条例第36号

大田市税条例の一部を改正する条例

大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削る。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。
附則第4条の2を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- (2) 第36条の2、第63条の2、第89条、第139条の3及び第149条の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

大田市条例第37号

大田市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田市都市計画税条例（平成17年大田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大田市条例第38号

大田市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

大田市福祉医療費助成条例（平成17年大田市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第7条中「医療機関等に対して医療保険証等とともに」を「医療機関等において被保険者等であることの確認を受ける際に、」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

大田市条例第39号

大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

大田市子ども医療費助成条例（平成17年大田市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第5条中「当該医療機関等に対して、社会保険各法に定める保険証等とともに」を「当該医療機関等において被保険者等であることの確認を受ける際に、」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

大田市条例第40号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大田市条例第41号

大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市三瓶山周辺観光施設の設置及び管理に関する条例（平成21年大田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

三瓶観光リフト（第1、第2、第3）	火曜日	午前9時から午後5時まで
西の原レストハウス	水曜日	午前9時から午後5時まで

」を

「

三瓶観光リフト（第1、第2、第3）	火曜日、12月1日から翌年の3月31日までの日	午前8時30分から午後4時30分まで
西の原レストハウス	月曜日、木曜日、12月1日から翌年の3月31日までの日	午前10時から午後4時まで。ただし、火曜日、水曜日及び金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）は午後2時まで

」に改める。

別表第3中「

北の原キャンプ場	キャンプサイト	オートサイト	宿泊	1サイト1泊につき	4,700円
			宿泊以外	1サイト1回につき	2,400円
		電源設備	宿泊	1サイト1泊につき	700円
			宿泊以外	1サイト1回につき	400円
		一般サ	宿泊	テント1張り1泊に	1,200円

	イト		つき	
		宿泊以外	テント1張り1回につき	600円
キャンプファイヤー場			1ヶ所1回につき	3,000円
ケビン	小型	宿泊	1棟1泊につき	13,000円
		宿泊以外	1棟1時間につき	1,000円
	大型	宿泊	1棟1泊につき	23,600円
		宿泊以外	1棟1時間につき	1,800円
バンガローA	宿泊		1棟1泊につき	7,900円
	宿泊以外		1棟1時間につき	600円
バンガローB	宿泊		1棟1泊につき	7,400円
	宿泊以外		1棟1時間につき	500円
バンガローC	宿泊		1棟1泊につき	9,000円
	宿泊以外		1棟1時間につき	700円
ドッグラン	半日利用		犬1匹につき	800円
	1日利用		犬1匹につき	1,600円
セントラル ロッジ	多目的ホール		1時間につき	1,100円
	集会室		1時間につき	800円

」を

「

北の原 キャン プ場	キャンプサ イト	オート サイト	宿泊	1サイト1泊につき	5,200円
			宿泊以外	1サイト1回につき	2,700円
	電 源 設備		宿泊	1サイト1泊につき	800円
			宿泊以外	1サイト1回につき	500円
	一般サ イト		宿泊	テント1張り1泊に つき	1,500円
			宿泊以外	テント1張り1回に つき	800円
	キャンプファイヤー場			1ヶ所1回につき	3,300円

ケビン	小型	宿泊	1棟1泊につき	15,600円
		宿泊以外	1棟1時間につき	1,200円
	大型	宿泊	1棟1泊につき	28,400円
		宿泊以外	1棟1時間につき	2,200円
バンガローA	宿泊		1棟1泊につき	8,700円
	宿泊以外		1棟1時間につき	700円
バンガローB	宿泊		1棟1泊につき	8,200円
	宿泊以外		1棟1時間につき	600円
バンガローC	宿泊		1棟1泊につき	9,900円
	宿泊以外		1棟1時間につき	800円
ドッグラン	半日利用		犬1匹につき	800円
	1日利用		犬1匹につき	1,600円
セントラル ロッジ	多目的ホール		1時間につき	1,300円
	集会室		1時間につき	900円

」に改め、同表備考1中「（昭和23年法律第178号）」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大田市条例第42号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「

複数建築物の認定の取消し申請（法第86条の5第1項）	1件につき	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
----------------------------	-------	--

」を

「

複数建築物の認定の取消し申請（法第86条の5第1項）	1件につき	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。）第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は模様替の認定	1件につき	27,300円
政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は模様替の認定	1件につき	27,300円

」に改める。

別表第4の3中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の3の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。